

検査の独立性について

2020年11月5日の面談で提示した資料 H-20146 において示した検査の独立性について、コメントを踏まえ見直しを検討した。

検討に際しては、保安規定第 16 条(保安活動を行う者の組織)及び第 17 条(職務)を踏まえ、具体的な体制の例を基に見直すべき部分を洗い出した。見直しを反映した体制の典型的な例として、図 1 から図 5 に示す。

第 17 条(職務)に規定する、各部長及び各グループ長の職務として、各部長は各グループ長が行う業務を指揮監督すること、及び、各グループ長は各部長の指揮監督を受け、所管する作業を行うこと及び当該作業に係る設備について、検査を除く施設管理を行うことが規定されている。検査については、各グループ長の職務に検査責任者を追加し、所長の総括の下、使用前事業者検査又は定期事業者検査を行うことが規定されている。これを踏まえ、図 1 から図 5 の各図において、各部の所管する業務ごとに整理し、上段に使用前事業者検査、下段に定期事業者検査のそれぞれについて、設計・開発、工事、検査の一連の業務の体制を示したものである。

当該設備の検査に関わる工事又は点検に関与しない要員から、検査実施責任者及び検査員を選定することで、検査の独立性を確保するが、これに加えて検討の結果見直した箇所として、検査責任者についても当該設備の検査に関わる工事又は点検を行わないことを、保安規定第 59 条の 2(使用前事業者検査の実施)及び第 59 条の 3(定期事業者検査の実施)において明記する。

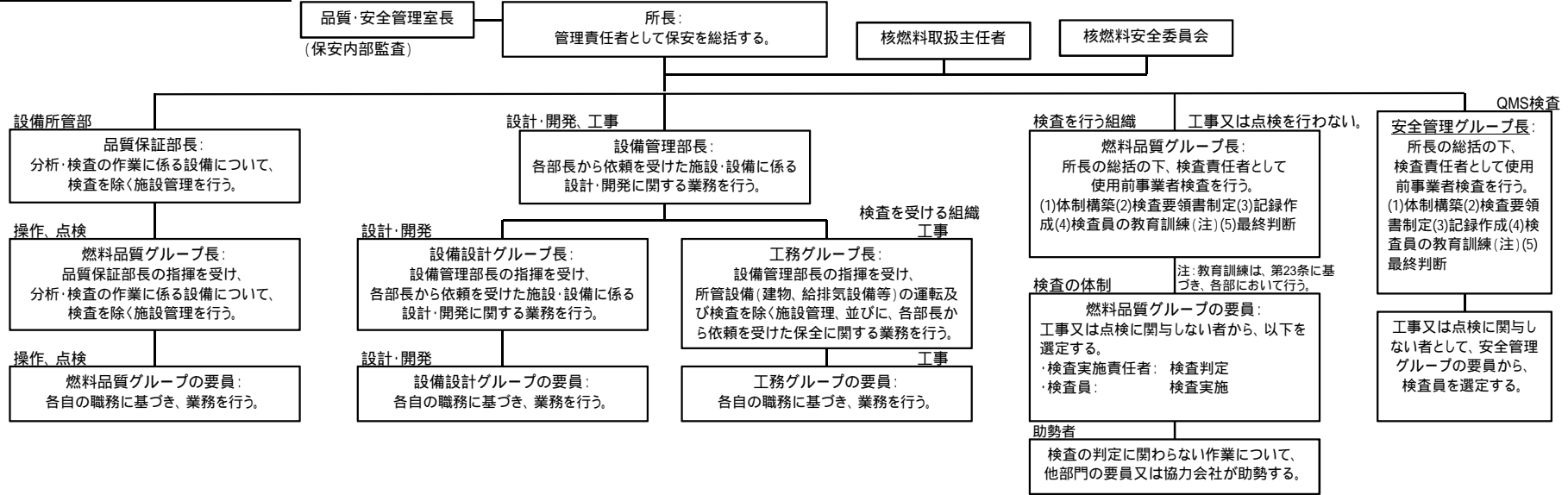
図 1 から図 5 のいずれにおいても、設備を所管する部門と工事を行う部門は別としており、工事を行う部門は使用前事業者検査を行わない体制としている。

図 1、図 3 及び図 4 の使用前事業者検査では、設備を所管する部門が検査を行う体制としているが、検査の後に運転に移り点検を行っていくものであることから、設備を所管する部門と工事部門を異なるグループとしていることで、検査の独立性を確保している。図 2 及び図 5 の使用前事業者検査では、見直し前から設備を所管する部門と異なる部門のグループ長を検査責任者とするとしており、検査の独立性を確保している。

一方、定期事業者検査では、見直し前は設備を所管する部門が検査を行う体制とし、検査責任者である当該のグループ長は工事又は点検を行わないことで独立性を担保するものと考えていた。しかし、検査の後に運転に移り点検等を行い、その後に定期事業者検査を行うものであることを踏まえて、図 1 から図 5 のいずれにおいても、設備を所管する部門と異なる部門のグループ長を検査責任者とするすることで、検査の独立性の程度を高めるよう、見直したものである。

図 1 から図 5 は検査の独立性を確保した体制の例であり、実際には図に示した検査責任者を異なる者とする場合があるが、独立の程度が同じ者を選定することで、検査の独立性を確保する。

分析・検査設備の使用前事業者検査の独立性



分析・検査設備の定期事業者検査の独立性

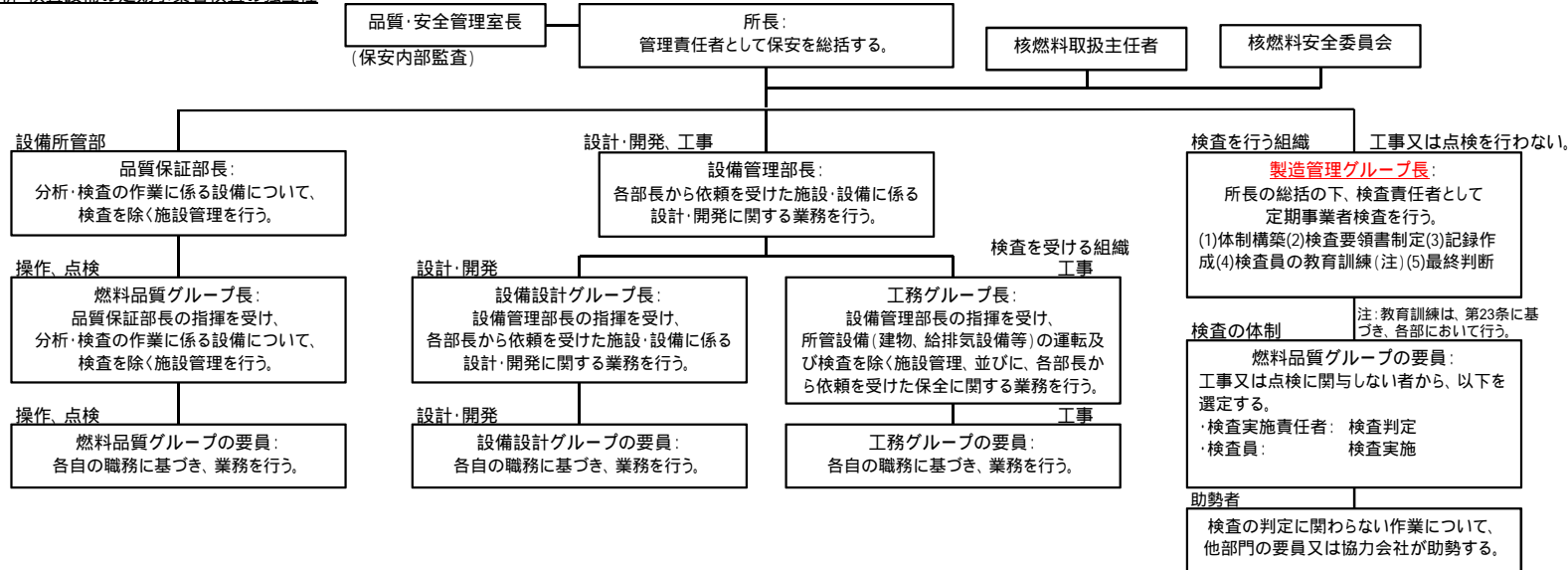
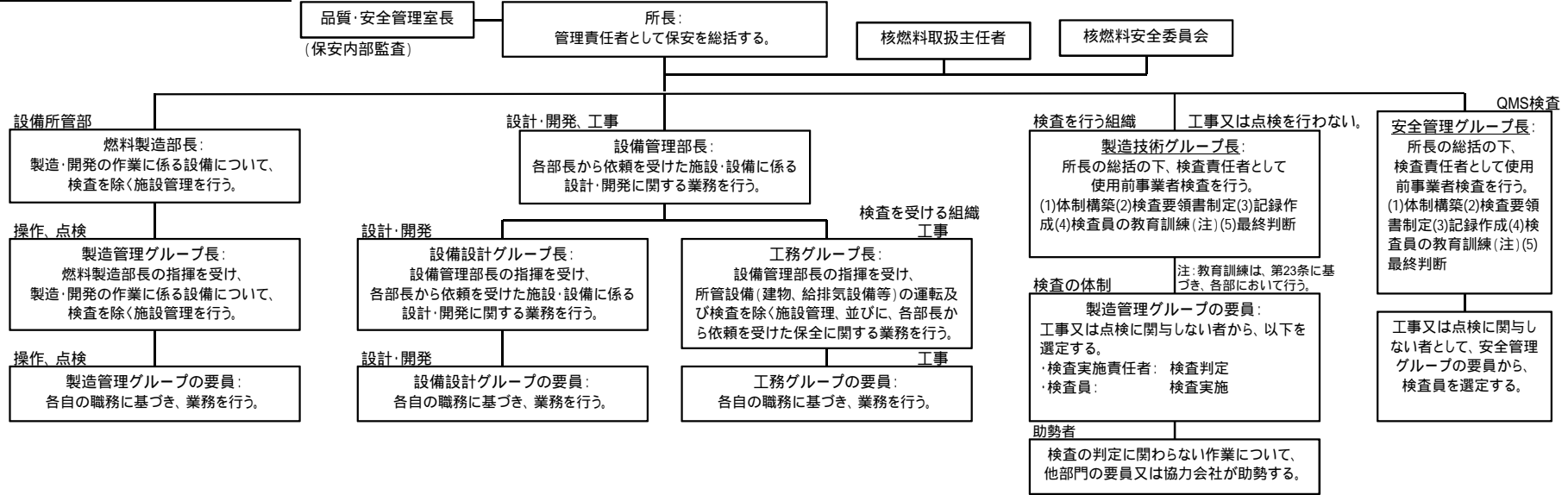


図1 体制図(分析・検査設備の使用前検査等を行う体制)

製造・開発設備の使用前事業者検査の独立性



製造・開発設備の定期事業者検査の独立性

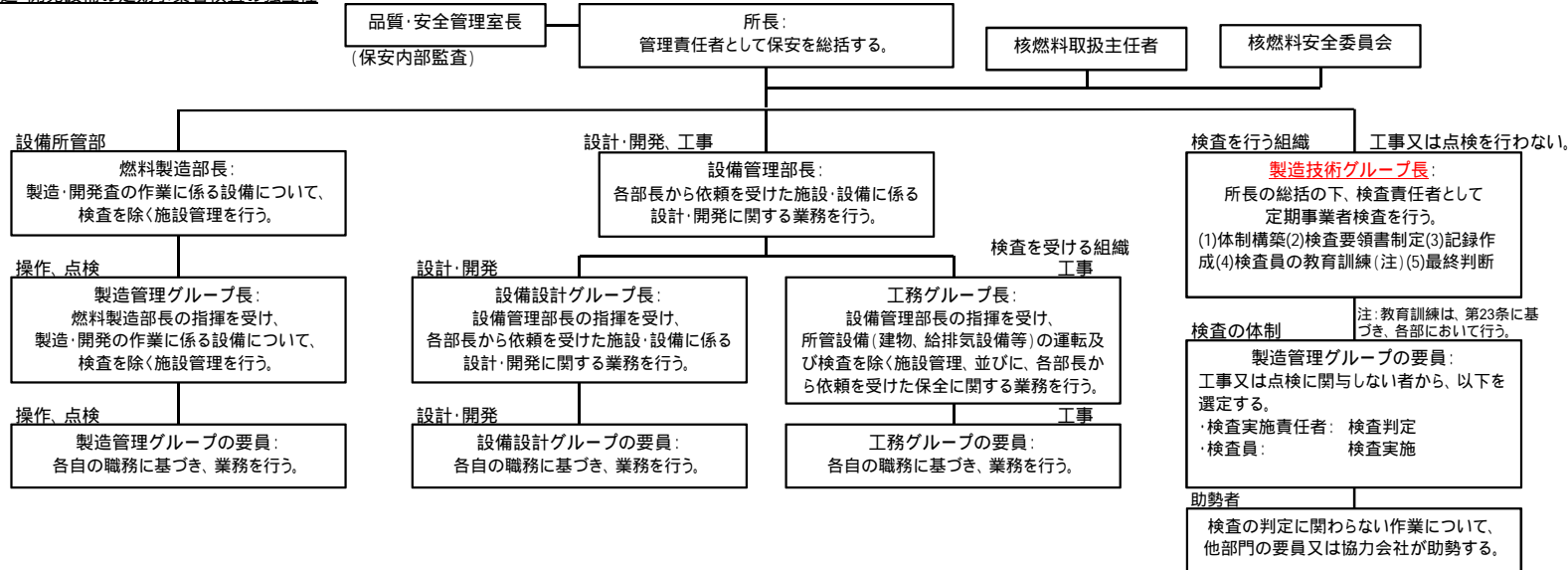
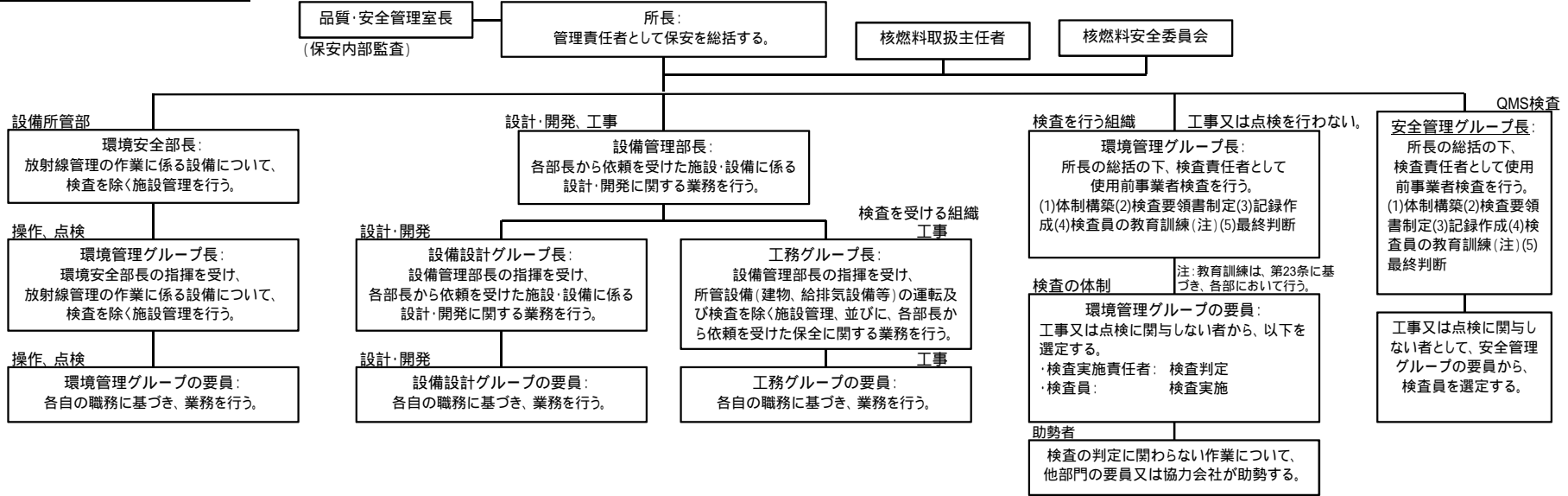


図2 体制図(製造・開発設備の使用前検査等を行う体制)

放管設備の使用前事業者検査の独立性



放管設備の定期事業者検査の独立性

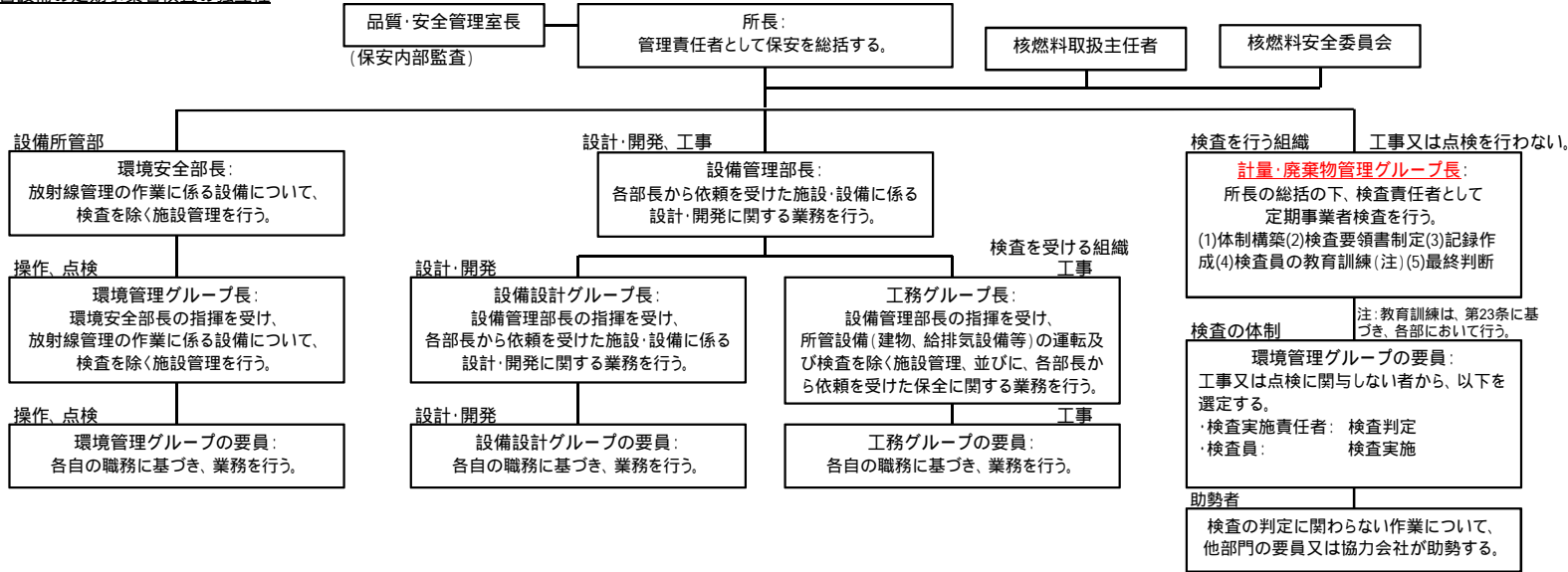
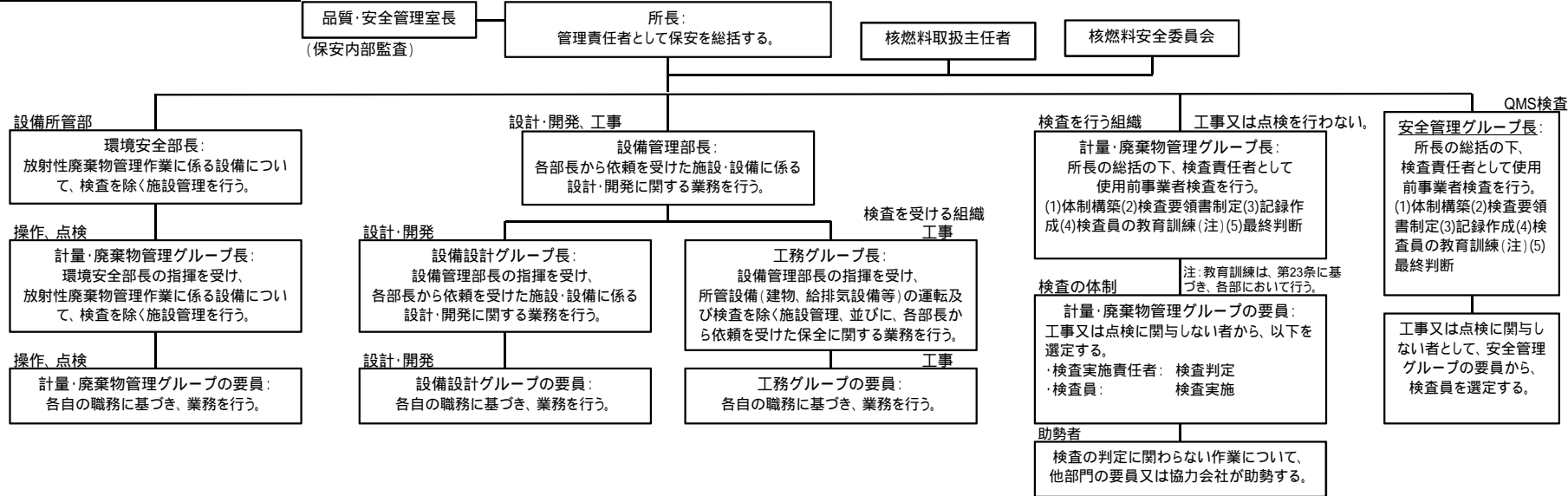


図3 体制図(放管設備の使用前検査等を行う体制)

廃棄物管理設備の使用前事業者検査の独立性



廃棄物管理設備の定期事業者検査の独立性

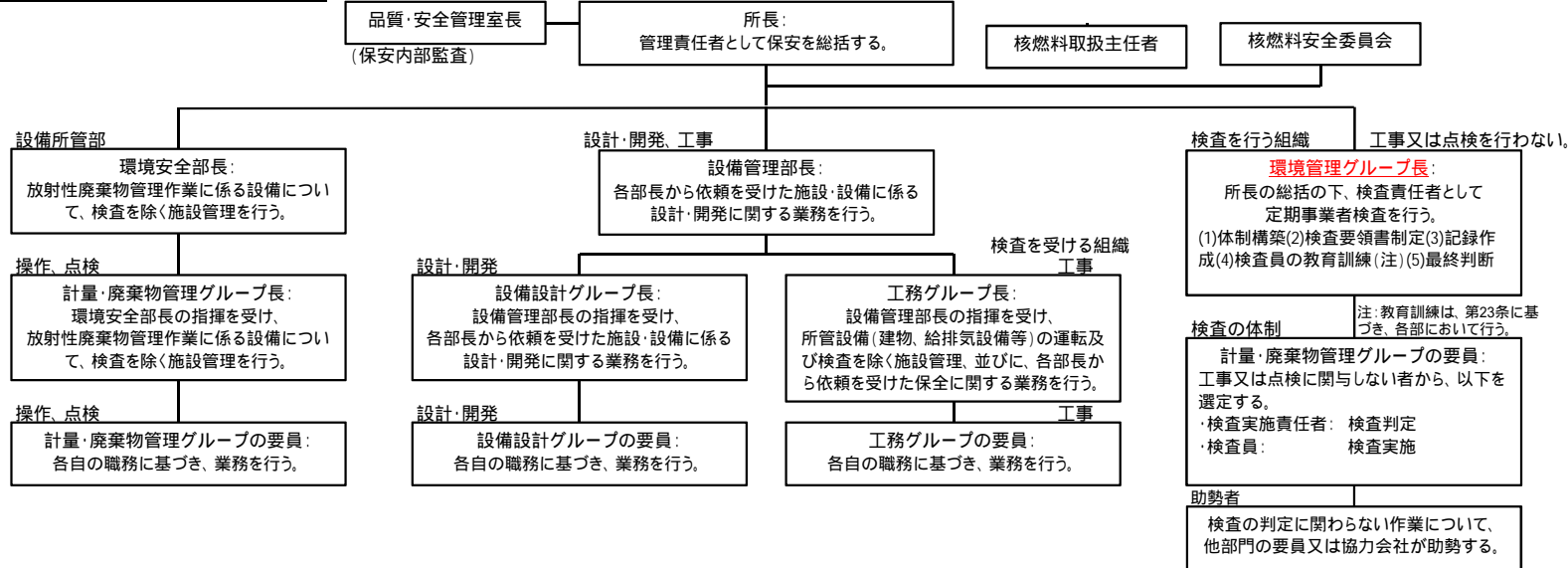
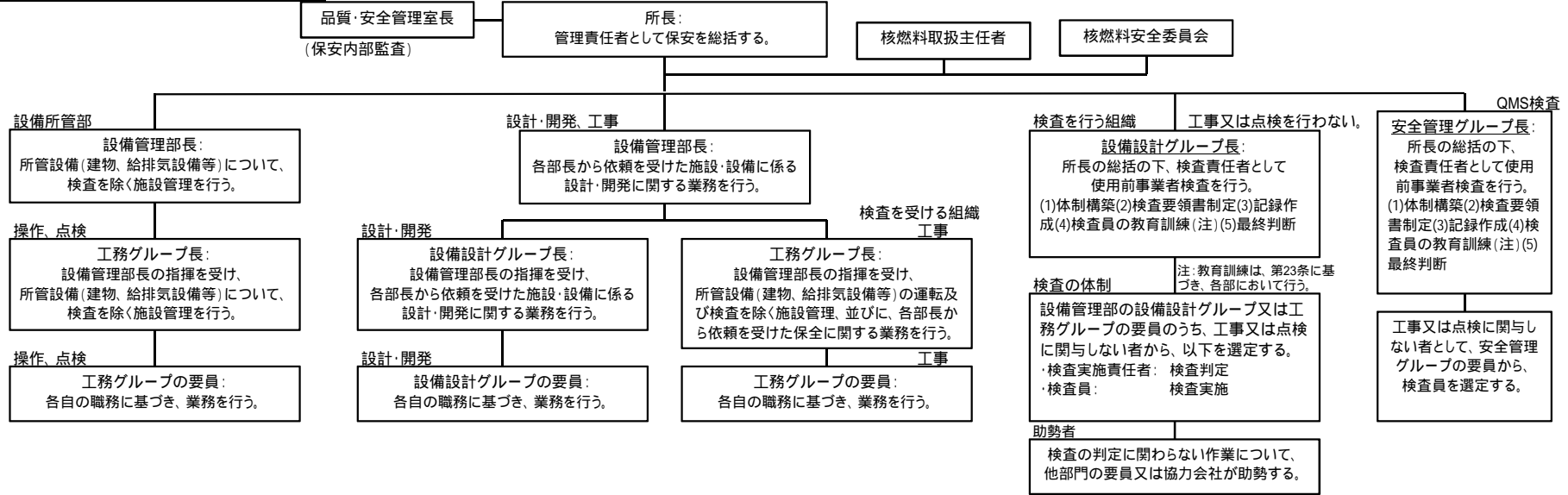


図4 体制図(廃棄物管理設備の使用前検査等を行う体制)

建物、給排気設備等の使用前事業者検査の独立性



建物、給排気設備等の定期事業者検査の独立性

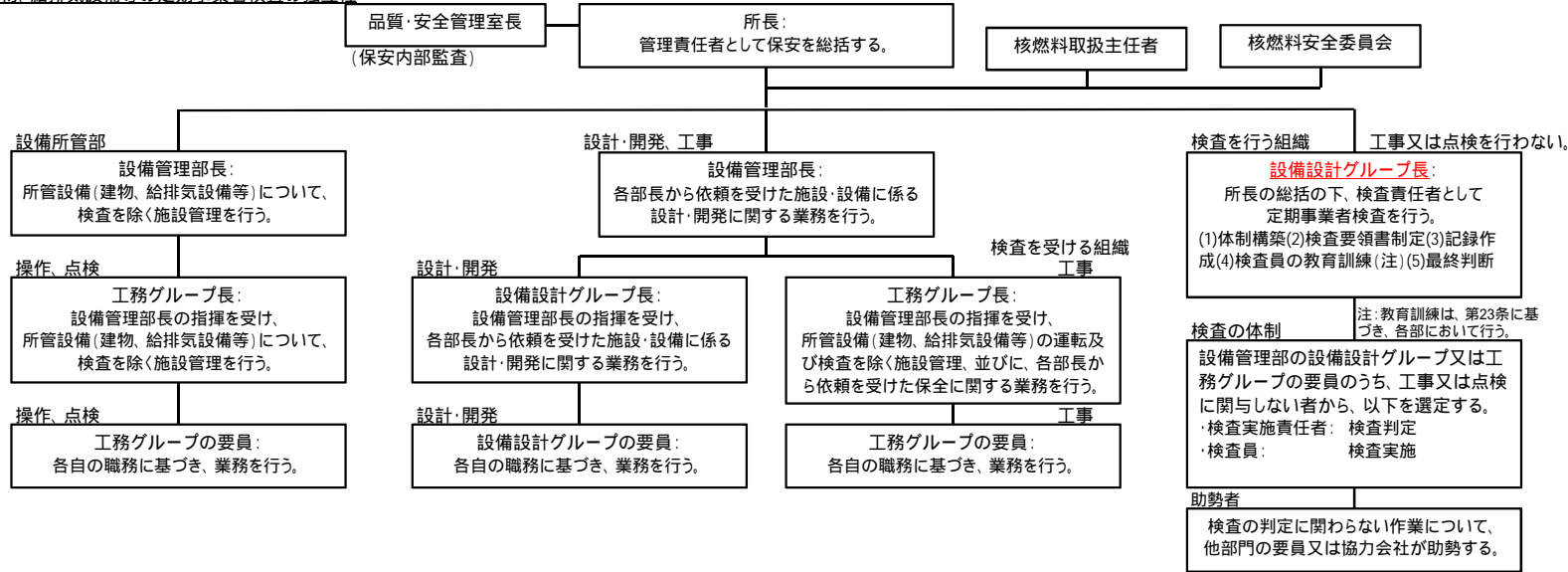


図5 体制図(建物、給排気設備等の使用前検査等を行う体制)